資格更新費用を協会が負担する制度のご案内

2005年度から始めた京都府協会独自の制度をご案内いたします。

標記制度は、京都府協会が指定する大会で審判業務に専念（これを「大会参加制度」による実働と呼称します）いただいた方で、その実働実績が規定日（回）数を上回った方の公認審判員資格更新費用を、京都府協会が負担する制度です。

更新費用の京都府協会負担制度を利用ご希望の方は、以下の記載をご確認いただくとともに、別項の「大会参加制度」の詳細案内に基づき、「大会参加制度」の書式（連絡票）に必要事項をご記入の上、期日までにお申し込み下さい。

１．対象者

京都府バドミントン協会所属の公認審判員（毎年の会員登録を完了した方）

２．対象試合

①国体予選　　　　②京都府総合個人　　　　③若葉カップ　　　　　④その他

（年度ごとの具体的な対象試合は、別項の「大会参加制度」の詳細案内を参照して下さい。）

３．規定回数

下記の実働実績があった場合、更新費用を京都府協会が負担します。

　　　　３級：更新年度を含む３年間で　５日（回）以上の実働

　　　　２級：更新年度を含む３年間で　７日（回）以上の実働

　　　　１級：更新年度を含む５年間で１５日（回）以上の実働

４．手続き

（１）実働実績は審判委員会が記録いたします。

（２）更新時はまず、全ての方に更新費用を振り込んでいただき、３年間（１級は５年間）

の実働実績が規定回数に達している方には、後日返金させていただきます（振込先を

お伺いすることがあります）。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上